

## 福島県平田村「地域おこし協力隊」募集要項

平田村（ひらたむら）は福島県の南東部、郡山市といわき市のほぼ中間地点に位置し、周囲には蓬田岳（標高952m）をはじめ、芝山（819m）、などがそびえ、これらの山々からの流れが清らかな溪流を形成する自然豊かな美しい農村風景の広がる村です。国道49号や東北自動車道と磐越自動車道を結ぶ「あぶくま高原道路」が開通しており、近隣の郡山市やいわき市などの主要都市へのアクセスも良好です。また隣接する玉川村には福島県の空の玄関口としての福島空港があり北海道（新千歳空港）や大阪（大阪国際空港）へのアクセスが非常に便利な地域です。

基幹産業は農業で、畜産業のほか中山間地域の特性を活かした水稻や野菜、花卉などの生産も盛んで、高原特有の冷涼な気候で育まれた野菜は「高原野菜」として市場でも高く評価されており、「道の駅ひらた」では人気の商品となっています。一方で、平田村においても人口減少・少子高齢化が進行しており、農業者の高齢化や後継者不足による農家の減少など、地域の衰退が懸念されています。

これらの課題解決のため、平田村では、意欲のある人材を積極的に受け入れ 地域が抱える地域課題の解決に向けた活動を行いながら、地域の未来を創造し、活性化させるため「平田村地域おこし協力隊」を募集します。

### 1 募集人員

平田村地域おこし協力隊

① 6次化産品開発振興隊員 . . . . . 若干名

### 2 主な事業概要（活動内容）

- ・ 農産物の生産量の増加や新規振興作物の開発など、産学官と連携する活動
- ・ 平田村で生産した農産物を使用した6次化商品を開発する活動
- ・ 6次化協議会や道の駅と連携協力した加工可能な農産物を発掘し、企画及び振興する活動
- ・ 関係機関と連携した農産加工品を普及する活動
- ・ 既存の農産加工品のブラッシュアップやリニューアルに向けた企画、開発する活動
- ・ 開発した農産加工品やリニューアル商品のテスト販売を実施する活動
- ・ 地域おこしとなる各種イベント等への協力や平田村の情報発信に関する活動
- ・ 活動に必要な講座や研修会への参加や資格・ライセンスを取得する活動
- ・ 農業に関連した地域イベント活動へ参加する活動
- ・ 農業に関連した地域イベントの開催やSNS等で定期的に情報発信する活動
- ・ その他、村の農業振興に資する活動として村長が認める活動
- ・ 毎月の活動報告、年間計画及び報告書等を作成する活動

### 3 募集対象

- (1) 20歳以上の方（応募書類提出時点）
- (2) 次に掲げる要件ア～ウのいずれかに該当し、隊員として着任後、平田村に住民票を異動できる方
  - ア 3大都市圏内の都市地域※<sub>1</sub>及び指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。）を含む3大都市圏外の都市地域のうち条件不利地域※<sub>2</sub>以外の地域に現に住所を有する者。
  - イ 本村以外において地域おこし協力隊員として同一地域での2年以上の活動経験を有し、かつ委嘱期間終了後1年以内の者。
  - ウ 語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）の参加者としての2年以上の活動経験を有し、かつ、JETプログラム終了後1年以内の者
- (3) 過疎地域の活性化に強い関心があり、活動内容を積極的に企画・提案・実行できる方
- (4) 地域住民と協力しながら意欲的に活動できる方
- (5) パソコン（ワード・エクセル・パワーポイント等）、携帯電話等の一般的な操作ができ、SNS等を活用できる方
- (6) 普通自動車免許（AT限定可）を取得している方
- (7) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠落条項に該当せず、心身ともに健康で誠実に業務を行うことができる方
- (8) 暴力団員、暴力団関係事業者に該当しない方

※1「3大都市圏内の都市地域」とは…

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部

※2「条件不利地域」とは…

次の①から⑦のいずれかに該当する市町村

#### ①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）

- ・第2条第2項に基づき公示された過疎地域をその区域の全部又は一部とする市町村
- ・法施行令附則第3条第1項に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村
- ・法施行令附則第4条第1項に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村とみなされる区域をその区域の全部又は一部とする市町村

#### ②山村振興法（昭和40年法律第64号）

- ・第7条第1項の規定により指定された振興山村をその区域の全部又は一部とする市町村

#### ③離島振興法（昭和28年法律第72号）

- ・第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

#### ④半島振興法（昭和60年法律第63号）

- ・第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

#### ⑤奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）

- ・第1条に規定する奄美群島をその区域の全部とする市町村

#### ⑥小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）

- ・第4条第1項に規定する小笠原諸島をその区域の全部とする市町村

⑦沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）

・第 3 条第 1 項に規定する沖縄の市町村

4 平田村の地域おこし協力隊として求められる活動

- (1) 村職員、地域の方との協働・連携
- (2) 生産活動や企画提案への積極的な参加及び参画
- (3) 活動に必要と思われる研修会、会議等への参加
- (4) 任期終了後の定住に向けた生活基盤の構築活動

5 応募期間

随時

※定員になり次第受付を終了します。募集状況は事前に電話でご確認ください。

6 勤務時間等

- (1) 勤務日数 週 5 日
- (2) 勤務時間 原則 8 時 30 分～17 時 15 分（休憩時間 1 時間あり）
- (3) 週休日 土曜日・日曜日
- (4) 休日 祝日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

※休日等に出勤した場合は、振替となります。

7 雇用形態

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する第 2 号会計年度任用職員

8 雇用期間

任用は原則、任用の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※年度更新としますが、活動に取り組む姿勢や成果等により、次年度への更新を判断し、最大 3 年まで延長します。

※一定の要件下で地場産業等に係る企業・事業承継を行う場合、最大 5 年まで延長可能です。

例) 6 月 1 日に任用された場合 ※更新を想定

初年度 : 6 月 1 日～3 月 31 日

2 年度目 : 4 月 1 日～3 月 31 日

3 年度目 : 4 月 1 日～3 月 31 日

4 年度目 : 4 月 1 日～5 月 31 日

**※【重要】注意事項※**

- ・採用後、応募内容に虚偽が見つかった場合には、地域おこし協力隊の活動を休止させ、任期を待たずに任用を取り消します。
- ・地域おこし協力隊は、村の職員として「地域協力活動」を行う制度です。村が適合しない活動内容であると判断した場合には、任期を待たずに任用を取り消します。

## 9 給与等

月額204,000円

※その他規定により、通勤手当、期末・勤勉手当（ボーナス）等の支給あり。

## 10 待遇・福利厚生等

- (1) 社会保険等（健康保険、厚生年金、雇用保険）に加入
- (2) 有給休暇、特別休暇を付与
- (3) 地域おこし協力隊活動助成として、以下の費用を支給する。
  - ・家賃助成（月額28,000円を上限に補助）
  - ・車両借上料（月額30,000円を上限に実費補助若しくはリース）
  - ・車両燃料費（月額10,000円を補助）

## 11 服務

地方公務員法に定める服務規程（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為の禁止）が適用され、違反した場合は懲戒処分等の対象とします。

## 12 選考方法等

### (1) 1次選考（書類）

「平田村地域おこし協力隊申込書」に必要事項を記入し、以下の書類を提出してください。  
1次選考の結果は文書で通知します。

#### 【提出書類】

- ①平田村地域おこし協力隊申込書
- ②住民票（発行から1ヶ月以内のもの）
- ③普通自動車運転免許証の写し（表・裏コピー）
- ④誓約書（記入・押印のこと）
- ⑤納税証明書

#### 【提出先（お問い合わせ先）】

〒963-8292

福島県石川郡平田村大字永田字切田116

平田村役場企画商工課

電話 0247-55-3115

メール kikakushoukou@vill.hirata.fukushima.jp

※郵送または持参してください。

※提出時は封筒表に「地域おこし協力隊申込書類在中」と朱書きしてください。

(2) 2次選考（対面）

1次選考の合格者を対象に、平田村役場で面談審査を行います。日時、場所等については、1次選考結果の通知の際にお知らせします。なお、2次選考の結果は、文書で通知します。

※提出された書類は返却しません。

※申込みにかかる経費（郵便料、交通費等）は申込者の負担となります。